

中小静岡 企業静岡

CHUOKAI MONTHLY 2012

3
No.700

■ 特集

総会運営 ここに注目!

クローズアップインタビュー
静岡県蒔絵工業協同組合
諸井治郎 理事長

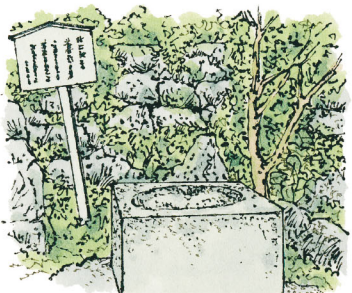
シリーズ「くみあい百景」
静波海水浴場観光事業協同組合

伊豆には頼朝の流刑の地蛭ヶ小島をはじめ、頼朝と政子が逢瀬を重ねた伊豆山神社(熱海市)、頼朝挙兵の地とされる片山八幡宮、時政が頼朝の戦勝を祈願して建立した願成就院、北条一族の菩提を弔った成福寺(いずれも伊豆の国市)など、源氏や北条氏にちなむ旧跡や寺院が数多く存在する。



しずおか歴史絵巻
源氏北条氏と伊豆
伊豆は源氏、そして北条氏と結ぶつきの深い土地だ。父源義朝が平治の乱に敗れ、頼朝が葦山(伊豆の国市)に流されたのは十四歳のとき。頼朝の配所となった蛭ヶ小島は、

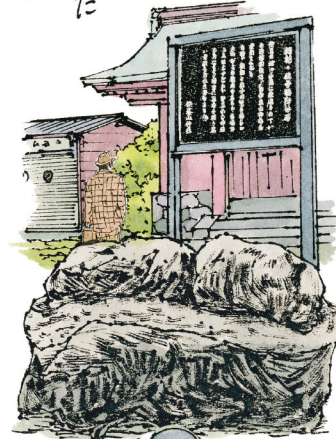
当時狩野川の中洲にありヒルが多く住む湿地帯だったといわれる。ここで頼朝は在地武士だった北条時政ら



▲北条政子産湯の井戸
かつては産産に効果があると伝えられた。(伊豆の国市)



▲鎌倉市・安養院の北条政子像



▲二人が愛を語り合った
腰掛石 (熱海市・伊豆山神社)

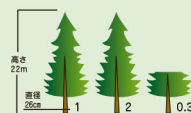


▲松崎町・円通寺の源頼朝像

▲頼朝と政子が寄り添うように立つ蛭ヶ島の夫婦像(伊豆の国市)



この印刷物は、静岡県中小企業団体中央会が、印刷プロセスで使用する3.28kgのアルミ板をリユースして印刷する事で、
CO₂排出量を33.44kg削減しました。



33.44kgのCO₂削減量とは
樹齢50年(高さ22m・直径26cm)の杉の木約2.39本分が1年間に吸収するCO₂量に匹敵します。(出展: 林業白書)

株式会社日本スマートエナジー 当CO₂削減認証は株式会社日本スマートエナジーがこの印刷システムを厳格・公正に審査・確認して与えられたものです。
静岡県中小企業団体中央会は、MCPによる印刷を通じ、インドネシア・パライ州の森林再生事業(国定公園内の植樹3,000本)に参加しています。

(財)産業雇用安定センターは、昭和62年に発足以来、出向・移籍支援の専門機関として、「失業なき労働移動」の実現をめざし、全国的なネットワークで出向・移籍のあっ旋等に努力を重ねてきました。

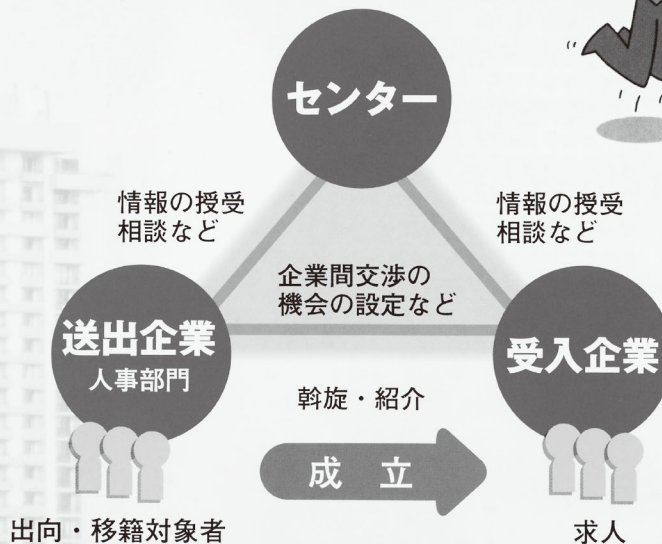
企業経営にとっていつの時代にも優秀な人材の育成、確保そして従業員の方々のやる気の醸成は最重要課題であると考えます。

(財)産業雇用安定センターでは、直接的な出向、移籍(再就職)のあっ旋だけでなく、これら企業経営にとって不可欠な、円滑な労働移動の実現および人材の育成等にも資するため、「再就職支援セミナー」「キャリアデザインセミナー」「人事労務管理セミナー」を実施してきております。是非貴社の従業員研修プログラムの一環としてご活用されるようお願い申し上げます。



人と企業のかげはし

出向・移籍支援の仕組み



出向・移籍で築く人と企業の安心ネット



財団法人

産業雇用安定センター静岡事務所

静岡市葵区追手町5-4 アーバンネット静岡追手町ビル1F 電話：054(255)1343

中小静岡 企業静岡

2012 MARCH No.700

C O N T E N T S

特集 総会運営 ここに注目! 2

クローズアップ
インタビュー “漆芸”を駆使したひとめ図が完成
駿河蒔絵の継承に全力を傾注 11
静岡県蒔絵工業協同組合 諸井治郎 理事長



Business Report ふじのくに食と農
健康づくりフェア2012 ほか 12



Topics 「中小企業者に関する国等の
契約の方針」と官公需適格組合制度 14

景況ウォッチ 1月の情報連絡員月次景況調査より 16

ネットワーク 企業の皆様へ
「若年求職者の雇用のお願い」 ほか 20

シリーズ 「くみあい百景」
快適な海水浴に欠かせない“海の家”
静波海岸を見守り40年 22
静波海水浴場観光事業協同組合



読者プラザ 静岡県中部青年中央会 前田泰利 24



* 今月のえがお *



協焼津水産加工センター
(焼津市)

鈴木真衣さん

「-60℃の極寒の冷蔵庫と解体前の鰹の大きさにビックリでした!」と入組当初の一番の出来事を話してくれたのは鈴木さん。

昨年6月に入組。総務課に所属し、事務の他に「広報だんち」の発行や小学生の団地見学なども担当。組合事業の中に、外国人技能実習生の受入れ事業があり、年2回中国から技能実習生が来ます。また、言葉がうまく伝わらない実習生を数十人受け入れる事は容易な事ではなく・・・。

「漢字の筆談では限界があるので、中国語の勉強をしてみようかなと思うんです」と、諦めるのではなく相手を理解しようとする姿勢や、仕事への責任感をしっかりと持つ鈴木さん。

ゆったり癒し系の外見とは反対に、とってもアクティブ!人見知りも無く、接客も大好きだということ。趣味は旅行。「最近も横浜に行ってきました!」と思えば即行動に移す!

仕事もプライベートも「充実」そのもの!近くに居たら、きっと幸せを分けてもらえるはず!?

<http://www.siz-sba.or.jp/library/chusho-kigyō/1203/index.html>

総会運営（1）に注目！

いよいよ三月。県内の組合のおよそ八割が決算を迎える、事業年度を締めくくる月だ。多くの組合では、決算とともに、来べき通常総会に向けての準備をスタートさせる時期でもある。

特集では、総会の招集手続から当日の運営、終了後の諸手続まで、そのポイントを解説する。スムーズな総会運営にお役立て頂きたい。

総会とは？

総会とは、組合員全員で構成し、適法に招集された組合員が、議決の方法によって組合の意思を決定する最高の意思決定機関である。組合における絶対必要機関であり、定款や規約、組合員の意思などによっても、廃止することはできない。

総会は、法令や定款・規約に反しない限り、組合に関する一切の事項について議決することができるが、その議決は組合員及び役員を拘束する。

総会には通常総会と臨時総会がある

組合の総会には、通常総会と臨時総会の二種類がある。両者の違いは、それが定期的に招集されるものであるかどうか、決算関係書類の承認を行うものであるかどうかという点にある。

通常総会は、代表理事によって毎事業年

度一回必ず定期的に招集される。この総会で代表理事は、少なくとも決算関係書類（事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案）を監事の監査報告書とともに提出して、その承認を受けなければならない。

一方、臨時総会は、通常総会以外に必要に応じて招集される総会。その内容は、決算関係書類の承認を行わない場合は通常総会の場合と同様である。

事業年度終了日から

三カ月以内の通常総会の開催も可能

通常総会の開催時期について、法には「定款の定めるところにより毎事業年度一回招集しなければならない」という規定（中協法第四六条、中団法第五条の二三第三項及び第四七条第二項）以外には定めがない。

このため、通常は定款で、毎事業年度終了後二カ月以内に開催することを定めている。これは、事業年度の終了後二カ月以内

に確定申告をしなければならないという法人税法の規定に対応して定められたもの。組合で定款変更の手続を行えば、事業年度終了の日から三カ月以内の通常総会の開催も可能となる。確定申告期限の一カ月延長の特例を受け、三カ月以内に申告することもできる。

一方、臨時総会の開催は任意であり、定款の定めにより必要に応じてそのつど招集してよい。組合員がその総数の五分の一以上の同意（協業組合では議決権の総数の五分の一以上にあたる議決権を有する組合員の同意。これを下回る割合を定款で定めた場合は、その割合）を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して、臨時総会の招集を請求したときは、理事会はその請求のあった日から二〇日以内の一定日を会日とする総会を招集することを決定しなければならない。

総会運営 ここに注目!

図表① 決算から総会終了後の手続までの流れ(年度末組合事務処理日程表)

※事業年度が4/1～3/31で、4/10に組合から監事に決算書提出、監事からの監査意見書提出が5/2、総会開催のための理事会の日が5/10、総会開催日を5/25と設定した場合の例です。

手 続 事 項	4/1	4/10	4/20	4/30	5/10	5/20	5/31	6/10
年度末締切 ①棚卸表作成②帳簿整理③帳簿締切④組合員名簿整理	3/31●							
出資総口数及び払込済出資総額変更登記		(決算日から4週間以内)						
決算関係書類等の作成 ①事業報告書②財産目録③貸借対照表④損益計算書⑤ 剰余金処分又は損失金処理案⑥事業計画案、収支予算 案の作成		(理事会招集までに作成)						
組合から監事への決算関係書類提出		4/10●	(決算関係書類作成後、速やかに提出)					
監事から監査報告書を理事へ提出 (監査報告の内容通知)				5/2	(組合から決算関係書類の提供を受けた日 から4週間を経過した日(※結果として4 週間以内に監査報告を行うことは問題な い)又は合意により定めた日までに提出)			
理事会招集の通知 ※監事に業務監査権を付与する組合は監事にも通知			5/2●	(開催日の1週間前までに到達するよう発送)				
決算関係書類の事務所備付閲覧				5/11～	(総会開催日の2週間前までに備え置く)			
理事会の開催 ①通常総会提出議案審議の件②通常総会開催日時及び 場所決定の件 他				5/10●				
通常総会招集の通知				5/11●	(総会開催日の10日前までに到達する よう発送。組合員全員の同意がある 場合は招集手続省略可)			
通常総会の開催					5/25●			
理事会の開催 ①理事長など役付理事選任の件②その他					5/25●	(理事全員の同意がある 場合は招集手続省略可)		
総会終了後の事務処理 ①議事録作成②剰余金処分、損失処理振替③持分計算 ④持分払戻⑤配当						(総会終了後速やかに)		
決算関係書類の提出						(総会終了後2週間以内)		
役員変更の届出						(役員就任から2週間以内)		
定款変更認可申請						(総会終了後速やかに)		
代表理事変更登記						(代表者就任から2週間以内)		
事務所移転登記						(変更から2週間以内)		
その他変更登記						(認可書が到達してから2週間以内)		
税務申告及び納税 ①法人税②事業税③県民税④市町村民税⑤消費税						5/31までに (総会で決算確定した上、決算日から2カ月以内)		

**通常総会の招集は、理事会の議を経て
代表理事が行う**

通常総会の招集者は代表理事だが、招集は理事会の議を経て行わなければならない。

一方、臨時総会は、以下のような場合に、次の者によって招集される。

ア 理事会が必要であると認めるとき：代表理事が招集

イ 組合員が、総組合員の五分の一以上の同意（協業組合では、議決権の総数の五分の一以上にあたる議決権を有する組合員の同意。これを下回る割合を定款で定めた場合は、その割合）を得て請求したとき：理事会の議を経て代表理事が招集

ウ 組合員が前項によって請求をしたにもかかわらず、代表理事が招集の手続を行わないとき、またはこれを行う理事がないとき：行政庁の承認を得て、請求した組合員が招集

エ 清算事務の処理上必要があるとき：清算人会の議を経て代表清算人が招集

オ 組合員の全員の同意があるとき：招集の手続をとらずに開催

**組合員全員の同意がある場合は、
招集手続の省略も可**

総会の招集は、会日の一〇日前（これを下回る期間を定めた場合は、その期間）までに会議の目的たる事項（議案）を示し、定款に定められた方法にしたがい通知【様式①】しなければならない。

様式1 通常（臨時）総会開催通知書 例

平成 年 月 日

殿

組 合 名
理 事 長 名

通常（臨時）総会の開催について

このたび下記により通常（臨時）総会を開催致しますから是非ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席ができず、定款第〇条の規定により、下記目的事項につき、書面または代理人をもって議決権を行使されようとする場合は、同封の委任状用紙または書面議決書に必要事項をご記入、ご捺印のうえ、〇月〇日までに到着するよう郵送または直接提出して下さい。

なお、委任状のみは総会当日代理人が持参されても結構です。

記

1. 開催日時	〇〇年〇月〇日〇時より
2. 開催の場所	〇〇〇〇
3. 議 案	
第1号議案	平成〇〇年度決算関係書類に承認について (別冊参照)
第2号議案	〇〇〇〇

なお、総会の招集通知は、書面による手続に加えて、定款に定めるときは、電磁的方法によっても行うことができる。

総会開催の通知には、議案、会議の日時、場所を記載し、総会の議事や日程を了解することができる資料で足りるが、組合員に書面及び代理人による議決権の行使が認め

られていることから、議案の内容や関係書類も添付することが望ましい。

さらに、通常総会の招集通知の際は、会議の目的たる事項（議案）を示すことに加え、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案または損失処理案、監査報告書を添付する必要がある。

総会運営 ここに注目!

通知は、組合員名簿に記載された住所にあてて発すればよい。ただし、あらかじめ組合員から通知を受ける場所を指定されたときは、その場所にあてて発信しなければならぬ。

なお、組合員全員の同意がある場合は、招集手続は省略でき、決算関係書類などを組合員に事前に提供する必要もない。

定足数を満たしてはじめて総会成立

総会は、適法な招集手続を経たうえで、出席した組合員が定足数を満たしてはじめて成立する。これらの要件は、総会の議決が有効になされるための前提条件である。

総会の定足数は、特別議決を要する事項については、総組合員の二分の一以上の出席が法に規定されているが、その他の議決事項についてはとくに定めがない。

しかし通常、組合では、定款参考例にならない、その他の議決事項についても総組合員の二分の一以上の出席を定めているので、それにしたがって定足数に達しているかを確認する。

なお、協業組合については、特別議決、全員一致を要する事項に限らず、その他の議決事項についても、議決権の総数の過半数にあたる議決権を有する組合員の出席という定足数が法に定められている。

書面や代理人による議決権の行使には

注意が必要

組合員は、出資口数の多寡、事業規模の

大小等に関係なく、議決権、選挙権は平等に一個与えられている（協業組合や商工組合などでは例外あり）。

議決権とは、組合員が総会に出席してその決議に加わる権利をいい、総会以外では行使できない（選挙権も議決権の一種とされる）。

総会の議決権は、書面【様式②】または代理人をもって行使することもできる。これらによって議決権を行使する者も、出席者の数に含まれるので注意したい。

なお、協業組合を除いた組合では、総会の議長は議決権の行使が認められていない（例外あり。後述）。

また、特別の利害関係を有する組合員についても、議決権の行使が認められているので注意が必要だ。

なお、組合員は定款の定めるところにより、総会における書面による議決権行使に代えて、議決権を電磁的方法によっても行うことができる。

書面または代理人による議決権の行使にあたっては、次の条件が設けられている。

ア 書面または代理人によって権利の行使ができるのは、あらかじめ総会の招集通知によって組合員に通知のあった事項に限ること

イ 代理人は、組合員の親族もしくは使用人または他の組合員でなければならぬこと
ウ 代理人は、五人以上の組合員を代理す

ることできないこと（四人までの人数を定款に規定）

エ 代理人は、代理権を証する書面【様式③】を組合に提出しなければならないこと（なお、この場合で、電磁的方法により議決権を行うことが定款に定められているときは、その書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法により証明することができる）

代理議決については、特定の者を代理人に依頼することなく、白紙委任状を組合に送付することが慣行上多く行われている。白紙委任状とは、組合員が総会に関して全般の責任を持つ理事長に対し代理人の選定を一任したもので、総会までに白紙の箇所（受任者、すなわち代理権を行使する者の氏名）が補完されてはじめて委任状としての効力を発する。

ウに示したように代理人の代理できる数は、組合の定款で定められており、これを超える委任状は無効となり、出席者数にも参入されない。

このため、組合員は、委任状には委任する者の名を記入して代理権を行使するようすべきだろう。

さらに総会の受付では、代理人による出席の場合は、委任状の提出を求め、本人氏名印や代理人氏名の有無、一人が定款で定められる代理人数を超えていないかなど、しっかりと確認を行うことも必要だ。

様式2 書面議決書 例

平成 年 月 日

〇〇〇〇組合理事長 殿

住 所
氏 名 ㊟

書 面 議 決 書

私は〇〇年〇月〇日の第〇回通常（臨時）総会に都合により出席できませんので、下記事項について書面をもって議決権を行使致します。

記

第1号議案	定款変更について	原案に反対する。
第2号議案	決算関係書類承認について	賛成する。

以上

議長は議決に加われない

議長は総会で、原則として出席した組合員または組合員である法人の代表者（代表権を持たない役員を含むと解される）の中から選任する。

議長は、組合員として総会の議決に加わ

様式3 委任状 例

平成 年 月 日

〇〇〇〇組合理事長 殿

住 所
氏 名 ㊟

委 任 状

私は〇〇〇〇を代理人と定め下記の権限を委任します。

- 〇〇年〇月〇日開催の第〇回通常（臨時）総会に出席し、議決権（および選挙権）を行使する一切の件
総会継続または延期の場合も同じ

することはできず、さらに議長は自分の代理人をして議決権を行使することも、また、他の組合員の代理人となることもできない。

しかし、普通議決事項について可否同数の場合は、議長の決するところによるとされ、とくに議長に可否の決定権が与えられている。

一方、議長の選挙権については、法は議決権と選挙権を区別しているため、選挙権は有する、とされている。

なお、協業組合では、議長を含む出席者の議決権数で決し、可否同数の場合は議長に決定権はなく、否決となる。

議決方法と議決事項の確認を

議決の方法には、普通議決と特別議決がある。

普通議決とは、総会の議事について、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長が決する議決方法。

一方、特別議決は、組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数により決する議決方法をいう。

法では定款の変更、組合の解散及び合併、組合員の除名などについては、特別議決によらなければならないと定めている。

総会の議決事項は、法定議決事項と任意議決事項に大別される。

法定議決事項には、法に定められる定款の変更、規約の設定、変更又は廃止、毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更、経費の賦課及び徴収の方法のほか、組合員の除名や役員選任、役員のリコール、組合の合併・解散などがある。

一方、任意議決事項は、借入金額の最高限度や取引金融機関など、定款で総会の議決が必要と定めた事項で、理事会で総会の議決を要すると認めた事項も含む（図表②）。

総会運営 ここに注目!

図表② 総会での主な議決事項(事業協同組合の場合)

法定議決事項	特別議決	定款の変更	議決権の3分の2以上の多数により決する	
		組合員の出資口数に係る限度の特例		
		組合員の除名		
		組合の解散		
		組合の合併		
		新設合併の場合における設立委員の選任		
		株式会社・有限会社への組織変更		
		規約の設定、変更又は廃止		出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる
		毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更		
		経費の賦課及び徴収の方法		
決算関係書類の承認				
役員改選請求の同意				
団体協約の承認				
借入金残高の最高限度				
1組合員に対する貸付け(手形の割引を含む。)又は1組合員のためにする金融機関に対する債務保証の残高の最高限度				
組合員の事業に関する債務保証の残高の最高限度				
1組合員のためにする組合員の事業に関する債務保証の残高の最高限度				
任意議決事項	普通議決	役員報酬(理事と監事を区分する)		
		過怠金		
		加入金		
		剰余金の配当		
		その他定款で定める事項		

組合の役員(理事及び監事)は総会(総代会)で選出する。言うまでもないが、総会(総代会)以外の場所から選出されたものについては効力を生じない。

役員を選び方は定款で規定

役員を選出方法には、大別すると選挙と選任がある。

選挙は総会で一組合員一票の無記名投票によって行うことが原則だが、それ以外の事項、例えば投票を単記式にするか連記式にするか等については適宜定めて(定款に規定)差し支えないことになっている。

また、出席者全員に異議のない場合は指名推選によって行うこともできる。

ただし、これらの事項は定款にあらかじめ規定しておかなければならない。さらに当選人を決定するには、被指名人を当選人とするかどうかについて、その総会に諮り、出席者全員一致による必要がある。

なお、例えば五人の理事を選挙する場合に、三人を指名推選、二人を投票によって選挙することはできない(ただし、理事のグループと監事のグループを区分することは差し支えない)。

選任とは、役員を選出を他の議決事項と同様に議案の一つとして総会に提出し、総会出席者の過半数による普通議決によって役員を選出することをいう。つまり、選任による場合は議決権の行使、役員を選出を選挙によって行う場合は、選挙権の行使ということになる。

役員を選出方法について、定款上、選挙制と選任制を併せて規定しておくことは認められないので、選挙にするか、選任にするかを選択して、そのどちらか一つの方法をあらかじめ定款に規定しておかなければ

ならない。

慎重に対応したい緊急議案

総会の議案は、原則として総会招集通知書にあらかじめ記載された事項についてだけ議決することができるが、定款で「緊急議案を採用することができる」旨規定した場合には、あらかじめ通知のあった事項以外の事項(「緊急議案」)についても議決することができる。

この場合、緊急議案の提案者及びその議決に参加できる者は、自ら出席した組合員(本人出席者)に限られ、書面または代理人により議決権を行使する者は除かれるので注意が必要だ。

緊急議案の提案及び議決方法は、定款で定めることになっており、定款参考例に沿った方法が一般的である。

緊急議案は、本人出席者の三分の二以上の同意を得た場合に限り提案することができる。その議決は、本人出席者が総組合員の半数以上の場合で行うことができ、本人出席者の議決権の過半数で決する。

なお、除名や役員のリコールのように、事前に一定の手続を必要とするような事項は、緊急議案によって議決することは許されない。

さらに、定款の変更や解散など特別議決を必要とする事項や役員選挙等の重要な案件は、緊急議案にはなじまないので慎重に対応すべきであろう。

総会の「延期」と「続行」、どう違う？

総会の議事がある会期中に終了しない場合には、総会で延期または続行の議決をすることにより、その会期中に完結しなかった総会を後日に継続することができる。

延期または続行の議決とは、いずれの場合も、一定の他の期日に総会を開催する旨を議決することをいう。

延期と続行の違いは、その議決が、その会日に予定された議事日程による審議に入る前に行われるか（延期）、審議に入った後に行われるか（続行）の点にある。

延期または続行の議決をした場合には、その総会は同一性を保持しながら継続するため、改めて開催手続を必要とせず、議決された日時に再開することになる。

あつてはならない

議決の取消しと無効・不存在

総会は、一定の法的要件を備えなければならないが、次の場合に、議決取消しの訴の原因になる。

- (一) 総会招集の手続が法令若しくは定款に違反し、又は著しく不公正である場合
 - (二) 議決の方法が法令若しくは定款に違反し、又は著しく不公正である場合
 - (三) 議決の内容が定款に違反した場合
 - (四) 議決について特別な利害関係を有する組合員が議決権を行使したことにより、著しく不当な議決が行われた場合
- これらの場合の原告は組合員または理事

で、被告は組合になる。この訴は議決の日から三ヶ月以内に行われなければならない。

なお、判決の結果、議決が取り消されると、その議決ははじめから無効であったとみなされる。議決無効の訴は、議決の具体的内容そのものが、法令に違反する場合に提起される。たとえば、違法な事業の実施を議決したり、違法な剰余金の処分を議決したりするような場合である。

また議決そのものが存在しない場合には、議決不存在の訴が提起される。これらの場合、被告は組合だが、原告は組合員または理事に限定されない。いつでも訴の提起をすることができ、判決の効果は、議決取消しの訴と同様である。

こうした事態に陥らないよう、しっかりと法や定款を踏まえた運営を心がけたい。

総会を円滑に運営するために

総会を上手に運営するための一般的な留意事項を次にまとめた。

- 多くの組合ではすでに実行されていることと思うが、もう一度そのポイントを確認したい。
- ア 総会当日は、関係諸帳簿、中協法等の法令集、定款、諸規約規程、電卓などを会場に持参する。
 - イ 受付では、出席者を受付名簿でチェックする。とくに代理人による出席の場合、委任状の提出を求め、本人氏名印に注意するとともに、代理人の氏名

が明記されているか、一人が定款で定められる代理人数を超えていないかの確認も怠らない。

- ウ 質問もなく「異議なし」「賛成」でスムーズに進む総会の進行が喜ばれることが多いが、活発な質疑や意見交換を通じて総会の内容を充実させたい。しかし、限られた時間である。効率的な運営にも十分留意し、開始時間の厳守や議事日程による議事進行、図表等を使用した分かりやすい説明、横道に逸れたいしないような議長の適切な調整など工夫も欠かせない。

総会終了後の諸手続は確実に

総会終了後に行う手続は、議事録作成や行政庁への届出、登記申請、納税申告、総会に欠席した組合員への決議事項の通知や剰余金処分の振替、脱退者への払い戻し、配当金の支払いなど、多岐にわたる。

いずれも重要だが、ここでは、議事録の作成、届出・認可申請・登記をみてみたい。**議事録作成に必要な記載事項に注意**

- 総会議事録は、書面または電磁的記録をもって作成しなければならないが、中協法施行規則で次の記載が義務付けられている。
- (一) 総会が開催された日時及び場所
 - (二) 総会の議事の経過の要領及びその結果
 - (三) 総会に出席した役員等の氏名又は名称
 - (四) 総会の議長の氏名

総会運営 ここに注目!

(五) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(六) 総会で述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

これら記載事項に加え、「招集年月日」、「組合員数及びその出席者数」、「議案別の議決の結果（可決、否決の別及び賛否の議決権数）」は、定款の規定にしたがって記載する。

なお、出席理事の署名（又は記名押印）については、組合によつては定款で署名が義務付けられているため、定款を変更しない限り署名が必要となる。再度、定款を確認したい。

届出に必要な書類をしっかりと確認

届出で毎年欠かせないのが「決算関係書類」である。

添付書類は事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金の処分または損失の処理の方法を記載した書面、総会（総代会）の議事録である。会社法では作成が義務付けられていない財産目録も含まれるので注意が必要だ。

「役員変更届」は、改選のあった年には必要で、定款で定められている任期ごとに変更となる。さらに、氏名や住所の変更、補充、死亡や辞任など役員に関する一切の変更が必要となる。

届出の際の添付書類は、「変更した事項を記載した書面」（新役員名簿）、「変更年月日及び理由を記載した書面」（任期満了によ

る役中員選挙のため）「〇〇理事が転居したため」など簡明にその事実を記載する）、「総会（総代会）と理事会の議事録」である。
 なお、理事長が変更した時に多く見られる住所変更の際には、「事務所移転届」を提出する。

定款変更には行政庁の認可が必要

総会終了後、行政庁に対して行う認可申請手続といえは「定款変更」である。

先月号で詳述したように、定款の変更については、行政庁の認可を得なければ効力を生ぜず、その効力の発生時期は、行政庁の認可時であり、総会で定款変更を議決したときに遡らないので注意する

代表理事留任でも登記は必要

組合でもっともおなじみの登記事項といえは「代表理事の変更登記」。役員改選の都度、変更登記が必要となる。代表理事が留任した場合でも、必ず変更登記を済ませなければならぬ。同一人が留任したからと、これを何期も怠った結果、過料に処せられた例もあるので、特に注意されたい。

事務所移転により、例えば所在地が静岡市から焼津市に変わった場合も、定款変更後に移転登記が必要となる。

そのほか、組合員の加入・脱退に伴う出資総口数や出資総額の変更なども登記事項となる。なお、出資金の変更は事業年度終了後四週間以内とされているので、三月決算で五月に総会を行う組合は、総会前に変更登記を済ませておく必要がある。

決算関係書類等の提出部数

各種届出書類は、中央会（東部・西部地区の組合は、東部・西部事務所）にご提出下さい。本会から関係行政庁へ提出します。

	決算関係書類		役員変更届		住所変更届		定款変更申請	
	行政庁	中央会	行政庁	中央会	行政庁	中央会	行政庁	中央会
県知事所管の組合	1	1②	1	1②	1	1②	2	1②
静岡市・浜松市・沼津市・富士市・三島市・富士宮市・島田市・磐田市・焼津市・掛川市・藤枝市 所管の組合	1	1②	1	1②	1	1②	2	1②
経済産業省所管の組合	1	1②	1	1②	1	1②	2	1②
国土交通省所管の組合（旧運輸省）	2	1②	2	1②	2	1②	3	1②
国土交通省所管の組合（旧建設省）	1	1②	1	1②	1	1②	2	1②
財務省所管の組合	3	1②	3	1②	3	1②	4	1②
農林水産省所管の組合	2	1②	2	1②	2	1②	2	1②
県、11市と他省の共管の組合	認可省庁の必要部数に県宛1部を追加し、これに中央会分を加える。							

★東部・西部地区の組合につきましては、中央会東部・西部事務所分として、○内の数字の部数をご提出下さい。
 ★組合によっては、行政庁への提出部数が変わる場合があります。ご不明な点は、中央会にご相談下さい。

静岡労働局からのお知らせ

従業員数100人以下の事業主の皆さま！！

平成24年7月1日から、改正育児・介護休業法が全面施行されます！！

男女ともに仕事と家庭の両立ができる働き方の実現を目指し、平成21年、育児・介護休業法が改正されました。平成24年7月1日より、これまで適用が猶予されていた以下の制度が従業員数が100人以下の事業主にも適用になります。

○短時間勤務制度(所定労働時間の短縮措置)

事業主は、3歳に満たない子を養育する従業員について、従業員が希望すれば利用できる、短時間勤務制度を設けなければなりません。

短時間勤務制度は、1日の労働時間を原則として6時間（5時間45分から6時間まで）とする措置を含むものとしなければなりません。

○所定外労働の制限

3歳に満たない子を養育する従業員が申し出た場合には、事業主は、所定労働時間を超えて労働させてはなりません。



○介護休暇

要介護状態にある対象家族の介護その他の世話をを行う従業員は、事業主に申し出ることにより、対象家族が1人であれば年に5日まで、2人以上であれば年に10日まで、1日単位で休暇を取得することができます。

《就業規則への記載について》

育児・介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児のための所定外労働の免除、育児・介護のための時間外労働及び深夜業の制限、所定労働時間の短縮措置等について、あらかじめ制度を導入し、就業規則に記載する必要があります。また、常時10人以上の労働者を使用している事業所において就業規則を作成又は変更した場合、これを所轄の労働基準監督署長に届け出る必要があります。

育児・介護休業法に関する情報は、厚生労働省のHPでも紹介しています

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/07/tp0701-1.html>

育児・介護休業等に関するお問い合わせは、静岡労働局雇用均等室へ

〒420-8639 静岡市葵区追手町9-50(静岡地方合同庁舎5階)

TEL (054) 252-5310 FAX (054) 252-8216

今年一月から静岡市美術館のエントランスホールに、縦二メートル、横三メートルの巨大な絵が掲げられた。美術館の開館一周年を記念し、静岡漆器工業協組と静岡県蒔絵工業協組の組合員ら二〇人が共同で制作した、「東海道五十三次ひとめ図」だ。

「ひとめ図」とは、東海道五十三次を一望できる鳥瞰図。漆黒の漆が施された木地に蒔絵の流麗な線で描く伝統的な技法「漆芸」を駆使し、二年の歳月をかけて完成した。

「まずは、良かった、が率直な気持ち。静岡の看板」として掲げられるものなので、絶対に下手なものを作るわけにはいかなかったからね」。

蒔絵職人を束ねる理事長として、また自らも蒔絵師として参画したプロジェクトの集大成。その序幕の瞬間の心境を控えめに語る。

「これほど大掛かりな漆塗りとは蒔絵の共同作業は、およそ二〇年ぶり。だが、共同作業といっても、塗師と蒔絵師が常に一堂に会して作業するわけではない。進捗状況や全体像が掴みづらく、試行錯誤の連続でした」。

塗師が美しく塗り上げた二一のパーツを、六つのパネルに集約。これに七人の蒔絵師が帆船や波、島、羅針盤、文字などを蒔絵で精緻に描く。

「文様を立体的に表す高蒔絵の技法で描かれた帆船を、ぜひ近くでご覧になっていただきたいですね」。



“漆芸”を駆使したひとめ図が完成 駿河蒔絵の継承に全力を傾注

クローズアップインタビュー

静岡県蒔絵工業協同組合

諸井治郎理事長

理事長に就いて一八年。昭和二〇年代には、二〇〇人いたという組合員（蒔絵師）も一五人となった。

「高齢化と後継者難が深刻です。四〇代の働き盛り数人が転業したのも大きな痛手」と表情を曇らす一方、

「二〇代、三〇代の女性四人が修業中で、ひとめ図制作にも参画するなど着実に育っている。女性の感性を活かした作品は時代に合う。とてもマネできません」と嬉しそうに。

「駿河蒔絵の将来を彼女たちに背負わせるのは酷だが、組合全体でバックアップしていきたい」。

掛川市出身。県の職業補導所蒔絵科で蒔絵の基礎を修め、静岡市の蒔絵師に弟子入りした。昭和二〇年代の半ば、まだ徒弟制度が残る時代だ。

「二五歳で父に連れられ、職業学校に入った。何の疑問も抱かなかったね」と笑う。

「五年の年季奉公に、二年のお礼奉公を経てようやく独り立ち。でも、全くつらいとは感じなかった。親方と奥さんが温かい人で、家族同然に扱ってくれた。本当に恵まれていた」と半世紀以上前を懐かしそうに思い出す。

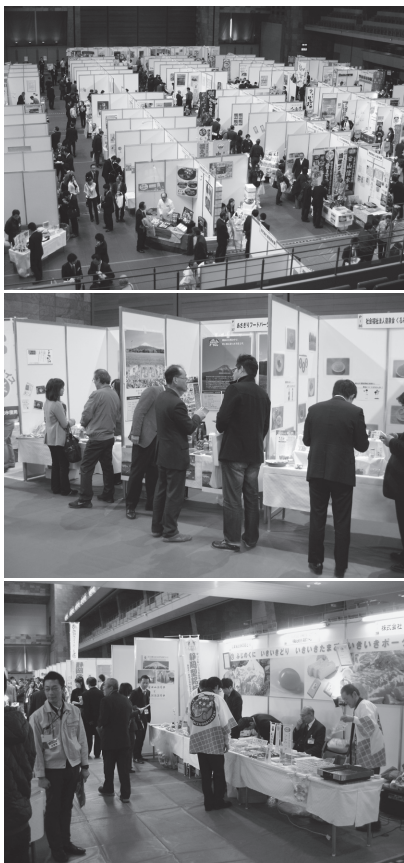
蒔絵の魅力を問うと「自分の好きなようにできること。基本は押さえなくてはなりませんが、その上で遊び心が活かせる。教科書どおりじゃ面白くないでしょ」と返ってきた。

ふじのくに食と農 健康づくりフェア2012

静岡県の農林水産業や食品産業の振興、六次産業化、健康づくりを目的とする「ふじのくに 食と農 健康づくりフェア2012」が二月二日、静岡市のグランシップで開催された。

フェアの目玉である総合食品開発展には、二二〇を超える生産者や企業、団体がブースを出展。本県が誇る多彩な農林水産物や加工食品を紹介するとともに、バイヤーとの商談や出展者間のマッチングを積極的に進める姿が目立った。

また静岡空港の就航先の北海



▶220を超える生産者や企業、団体がブースを出展。ブースでは商談やマッチングが進められた

道や鹿児島県の企業や団体も出展し、本県の業者らと交流を深めた。組合関係も多く出展。朝霧ヨーグル豚の開発商品がモンドセレックシヨンの金賞を受賞した朝霧ヨーグル豚販売協同組合（富士宮市）は、富士山が育んだヨーグル豚の加工品の試食展示を行った。

協業組合静岡若どり（静岡市）は、一六種類のハーブやスパイス類を飼料に加え、免疫力を高めることに成功した「ふじのくに・いきいきどり」を展示。からだにやさしい鶏肉をアピールした。食品添加物をほとんど使用しな

い、安心・安全な食品を提供するこだわりの味協同組合（静岡市）は、国内産原料や鮮度などにこだわり、自然の味を活かした食品類をずらりと並べた。

今年四月に「道の駅朝霧高原」の隣接地に食の工房団地をオープンするあさぎりフードパーク協同

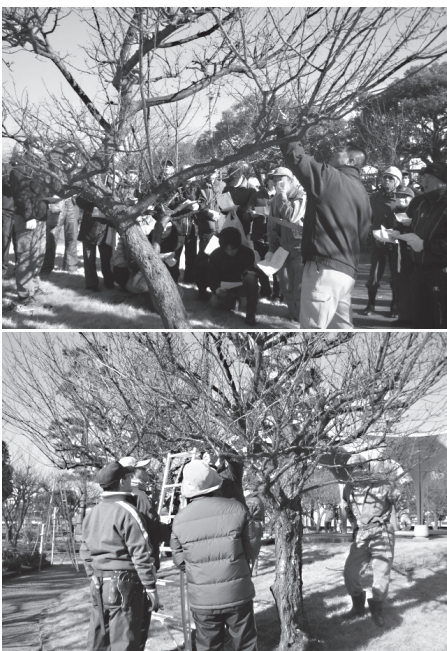
市民を対象に剪定教室

焼津環境緑化事業協同組合

焼津環境緑化事業協同組合（村田昌弘理事長）では二月四日、焼津市内の公園で、市民を対象とした剪定教室を開催した。

この催しは、市民に自然や緑に親しんでもらおうと組合が企画したもので、初心者や女性などを含め、市民二二人が参加した。

梅の名所として知られる石津中央公園を会場に、参加者は組合員から手ほどきを受けながら、二時間半にわたり、梅の木などの剪定に



▲組合員に手ほどきを受けながら、熱心に剪定の方法を学ぶ市民

組合（富士宮市）は、団地で販売予定の牛乳や酒、茶、菓子、芋製品などを揃え、オーブンをPRした。あさぎりフードパーク協組では、「オーブンを控え、組合をPRする絶好の機会となった。今後、こうした場を活用し地元食の情報を発信していきたい」と語った。

チャレンジした。

参加者からは「たいへん丁寧に教えてもらい参考になった」「これから自分で剪定をやってみたい」などの声が上がった。

組合では「毎年、テーマを変えて市民参加型のイベントを行って

▼ペットを亡くした家族のために細かな配慮が施された
"虹の橋 PASSPORT"



動物霊園事業を行う企業組合動物の森（静岡市・小林明美理事）では、ペットを亡くした飼い主向けの小冊子「虹の橋 PASSPORT」をこのほど発行した。

組合と提携する県中部地域（清水・藤枝）のおよそ八〇の動物病院で配布を始めた。

ズの冊子には、遺体の安置から火葬、葬儀や納骨に至るまでの流れが、Q&Aとともに分かりやすく記載。命日や追善供養の記録が記入でき、写真や血統書を貼付すれば、在りし日の思い出をまとめたアルバムにもなる。

さらに、組合で葬儀や火葬、納骨を行った際の証印として「天国への出国」のパスポートスタンプを押印。愛らしい動物のイラストや飼い主への癒しのことばを盛り込むなど、細やかな配慮を施した。

同組合の小林理事長は、

”ペットを亡くした家族のために” 虹の橋 PASSPORT”が完成

企業組合動物の森

いるが、いずれも好評で、市民の自然に対する関心の高さがうかがえる。今後も、市民のニーズに合った催しを企画していきたい」と語った。

同組合は、焼津市内七八カ所全
ての公園の管理運営を指定管理者として受託。植栽や剪定、施肥、病害虫駆除などの植物管理や公園施設の保守・点検、修繕、清掃を展開中だ。

地元の中学生が熱演 温泉街で鶴踊り

伊豆長岡温泉旅館協同組合

「ペットを亡くした飼い主様用の手引書をと、二年ほど前から製作に取り組み、試行錯誤を重ねようやく完成した。ペットの火葬に訪れる半数近くの方がお持ちいた

だいている。ペットとのお別れに戸惑うご家族のお役に立てば」と語った。
お問い合わせは組合まで
054-276-0550

伊豆の国市観光協会と伊豆長岡温泉旅館協同組合（望月澄夫理事長）が共催する「鶴（ぬえ）ばらい祭」が一月二八日、伊豆長岡温泉郷で行われた。

組合では、
「中学生の熱演で毎回、大いに盛り上がる、半世紀近く続く冬の風物詩。これからも温泉郷全体で盛り立てていきたい」と語った。



▲鶴や武士を演じるのは地元の中学生（写真左）。鶴が温泉街を練り歩く

「中小企業者に関する国等の契約の方針」と官公需適格組合制度

国では、中小企業者の受注機会の増大を図るため「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（官公需法）に基づき、毎年「中小企業者に関する国等の契約の方針」を閣議決定している。トピックスでは国が進める中小企業者の受注機会増大のための措置や官公需適格組合の概要などについて紹介する。

「平成二三年度 中小企業者に関する国等の契約の方針」のポイント

（１）東日本大震災の被災地域等の中小企業者に対する配慮

被災地域等の中小企業者の復興とそれを通じた被災者の雇用拡大に資するため、以下の取組を実施。

- ①官公需相談窓口における相談対応
- ②適正な納期・工期の設定及び迅速な支払
- ③地域中小企業の適切な評価
- ④科学的・客観的根拠に基づく適切な契約
- ⑤官公需における被災地域産品の調達への奨励

（２）調達・契約手法の多様化における配慮

①一括調達や共同調達を行う場合は、中小企業者の受注機会の観点から、適切な調達品目の選定、配送エリアの設定等に努める。

②総合評価落札方式、一括調達や共同調達以外の新たな調達・契約手法の多様化を行う場合は、中小企業者の受注機会の確保、事業環境への影響等に十分配慮する。

（３）ダンピング対策の充実

契約額に占める人件費の比率が高く、単価の低い役務契約（清掃、警備等）において低価格の落札があった場合、各府省が行う「低入札価格調査」の結果を中小企業庁が取りまとめ、労働関連法、独禁法等の所管行政庁に情報提供し、ダンピング防止に向けた監視強化を図る。

（４）特殊会社に対する要請の拡大

官公需法で努力義務が定められている地方公共団体に加えて、民営化により官公需法の対象外となった特殊会社に対して、国に準じた努力を要請する（要請先を昨年度の九社から一四社に拡大）。

中小企業者向け契約目標

平成二三年度における国等の中小企業者向け契約目標金額：約三兆七九一五億円

（官公需総予算額に占める割合五・六二％）

（参考：平成二二年年度の契約実績）

中小企業者向け契約実績額 約三兆二二六五億円（同五・二四％）

官公需適格組合制度とは？

中小企業一社では受注できない案件でも、組合員が共同して受注すれば確実に契約を履行できる場合が少なくない。こうして生まれたのが、組合による共同受注事業であり、官公需の共同受注である。

国では、中小企業者によるこうした積極的な取り組みを支援するため、官公需法第三条で

「：国等が契約を締結するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大を図るよう努めなければならない。この場合、組合を国等の契約の相手方として活用するよう配慮しなければならない」と定めている。

事業協同組合などの中小企業組合は、法律の手續を経て国や都道府県、市等が認可した

法人であり、民主的かつ公平な運営が制度的に確保されている信頼性の高い組織であることが、組合を積極的に活用すべきであるとする大きな理由となっている。

こうした中小企業組合の中で、特に官公需の受注に対し意欲的であり、かつ受注した案件は、十分に責任を持って納入できる経営基盤が整備されていることを国（中小企業庁・経済産業局）が証明するのが官公需適格組合制度である。

その普及のため、国等の契約方針で「国等は、中小企業庁が証明した官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るものとする」と定めている。

つまり官公需適格組合とは、行政機関が「仕事を任せても信頼できる」と「お墨付き」を与えた組合なのである。したがって、この証明を取得するには、次のような基準をクリアしなければならない。

【物品・役務関係組合の証明基準】

- ・組合の共同事業が組合員の協調裡に円滑に行われていること
- ・官公需の受注について熱心な指導者がいること
- ・常勤役員が二名以上いること
- ・共同受注担当役員及び共同受注委員会が設置されていること
- ・共同受注した案件に関し役員と担当組合員が連帯して責任を負うこと
- ・検査員を置くなど検査体制が確立されていること

・組合運営を円滑に遂行するに足りる経常的収入があること

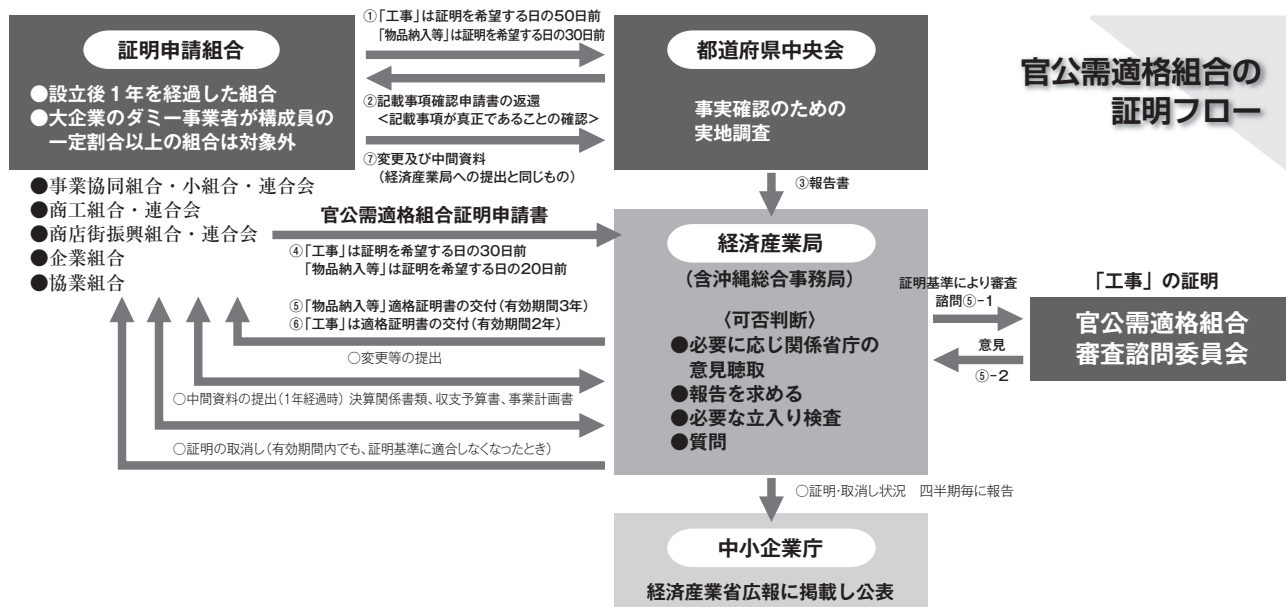
【工事関係組合の証明基準】

- ・工事関係組合では、右記の基準に加えて、さらに次の事項を満たすこととなっている。
- ・共同受注事業を一年以上行っており、相当程度の受注実績があること
- ・工事一件の請負代金の額が一五〇〇万円（電気、管工事等は五〇〇万円）以上のものを受注しようとする組合は、常勤役員が一名以上、常勤職員が二名以上おり、その役員のうち二名は受注しようとする工事の技術者であること
- ・総合的な企画及び調整を行う企画・調整委員会が現場ごとに設置され、工事全体が契約通りに施工される体制が整備されていること

以上の基準をクリアし、証明を取得した組合は、全国で八一一。県内でも五一組合（工事関係三一、物品・役務関係二〇）が取得し、積極的な受注活動を展開している（平成二三年九月現在）。

「官公需適格組合証明」は、行政からの受注に際して信用力を補完する手段のひとつである。しかしそれ以上に、この証明を取得するために必要な、受注に関する委員会や規約といった体制整備が、官公需だけでなく民間との取引でも大きな効果を発揮することも大きなメリットであろう。

※官公需適格組合に関するお問い合わせは
静岡県中央会まで 054-254-1511



業界の声

対象17業種より抜粋

[食料品]

景気減退感が漂い、今後に明るさが見出せない。電気料金値上げが大きく経営を圧迫する。

[繊維工業]

仕事をかき集めたが、受注は減少。原材料が円高にもかかわらず高止まりで、採算面で苦慮。受注量の減少が今後、さらに心配される。

[窯業・土石製品]

前年対比6割程度の出荷。今後、防波堤や津波避難タワーなど防災関連の発注に期待。

[一般機器]

海外向けが8割以上となる中であって、春先までは何とか受注を確保してきたがドル安に続くユーロ安が一段と進み、競争激化、先行き不透明感がさらに強まる。

[商店街(静岡市)]

正月は客足が伸びたが、この冬の寒さでまた少しずつ減少気味。春物が伸びず、冬物で商売をしている感じがする。

[サービス業(警備)]

1月について景況は、前年に比べやや上向いてきた。年度末に向けて更なる上乘せを期待したい。

[運輸業]

1月は稼働日数が少なく、荷動きが低迷した。今後中東の状況により、更なる燃料高騰が危惧される。



Q.

当組合では、5月に通常総会を開催するため、例年3月頃に開催案内を行っていますが問題はありますか。

A.

組合では、会場の確保等の都合上、通常総会の開催日程を事前に決めることがあると考えられますが、それはあくまで予定日であり、3月頃に行っている開催案内も総会の開催予告をしているに過ぎないものとみなされます。

したがって、正式な開催日は、監事の監査報告を受けて開催される理事会において、「決算関係書類等」の承認を得た後に決定することとなります。

仮に、開催予定日までに所定の手続が完了しなかった場合には、予告した日程を変更せざるを得ない場合がありますので留意する必要があります。



平成24年1月の情報連絡員月次景況調査より
 静岡県中央会に設置されている情報連絡員（協同組合等の役職員87名に委嘱）
 による毎月の景況調査の概要です。

年始による少ない稼働日数から「売上高」が悪化 ～受注の見通しは不透明感強まるほか、 電気・石油等コスト拡大が懸念される～

概況

新たな年のスタートであるが、売上高で大きく悪化が拡大。とりわけ年末年始の少ない稼働日数から、製造業が大幅に悪化した。収益状況、業界の景況を加えた3指標は他の指標に比べ悪化が著しく、マイナス40台を推移。また製造業では売上減を反映し、従来前年を下回っていた在庫数量が、今月は前年同月を上回る傾向となった。ドル安、ユーロ安により一般機器、輸送用機器において厳しさが見られる。今後予想される電気料金や石油価格の値上げが、各業界に於いていっそうの収益悪化が心配される。経済の低成長や硬直化した経済システムを背景に、全般的に低調な推移を続けている。

本県中小企業の景況は、国外市況に左右され震災前の状況にはまだ及ばない。製造業では、一時の改善も見られず受注の先行きも不安視される。非製造業においては、厳しい寒さから春物の販売が低迷。特に建設業では工事量減少と低価格発注、運輸業では輸送量の低下に加え燃料費の上昇など厳しい状況。なおサービス業において、一部回復が見られる。ただし、全般的には消費は慎重。廃業による組合脱退が聞かれる業種もある。

DI値は売上高、収益状況、業界の景況以外では、設備操業度と資金繰りの悪化傾向が強い。前月との比較では、4項目が改善したものの悪化から不変に回答が推移した結果。新たな年に入り、僅かでも明るい兆しを待ち望まれる。

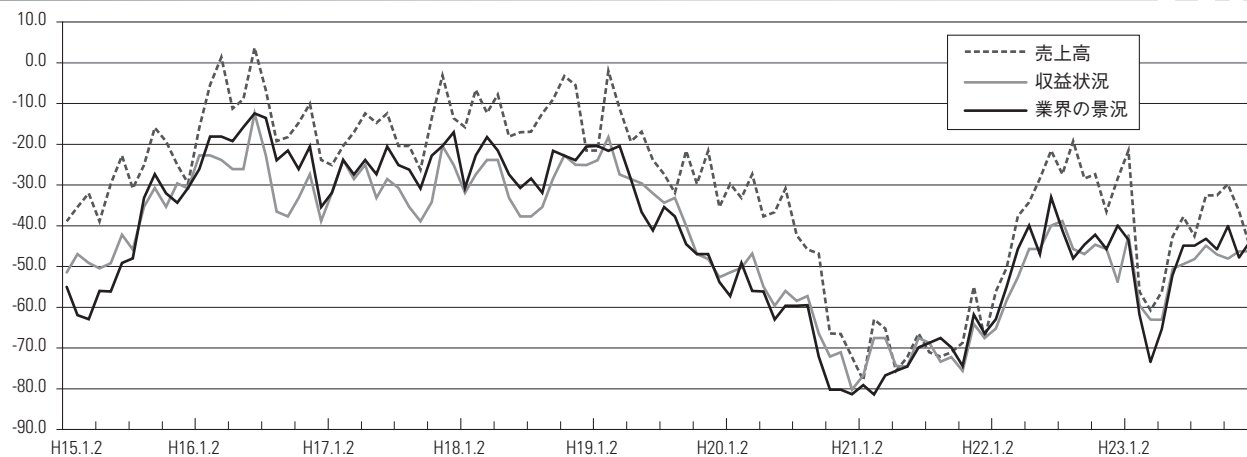
DI値の推移

※DI値 = [(増加・好転組合数 - 減少・悪化組合数) / 対象組合数] × 100

	売上高	在庫数量	販売価格	取引条件	収益状況	資金繰り	設備操業度	雇用人数	業界の景況
H24.1	-44.9	-3.3	-21.8	-20.7	-46.0	-26.4	-28.2	-13.8	-43.7
DI値	☂	☀	☂	☂	☂	☂	☂	☀	☂
H23.12	-36.8	-8.2	-18.4	-23.0	-46.0	-27.6	-23.1	-16.1	-48.3
H23.12→H24.1	-8.1↘	4.9↗	-3.4↘	2.3↗	±0→	1.2↗	-5.1↘	2.3↗	4.6↗

+0.1以上…☀ ±0.0～-10.0…☁ -10.1～-20.0…↗ -20.1～…☂ なお、「在庫数量」のみマイナス値が大きいほど好転を示している。

主要三指標DI値推移（過去10年間）



静岡県中小企業団体中央会 推奨商品

ユーザデータバックアップfor PC

もしものとき、バックアップデータがあれば慌てない
ノンストップ・ビジネス時代に求められるユーザデータのバックアップ

安心バックアップサービス™

安心 SaaS
バックアップサービス

パソコン交換のときデータ移行が面倒

新しいソフトウェアをインストールしたら異常発生

操作ミスで大切なファイルを消去

パソコンが突然故障

無料お試しキャンペーン

5GBコースを1か月間無償でお試しいただけるチャンスです。

実施中!!

データバックアップの必要性は分かっている、でも…
何から始めればいいのか？
毎日のバックアップ操作は面倒…忘れてしまうかも
バックアップしたデータの管理方法が分からない

安心バックアップサービスなら

ただいまキャンペーン実施中

初期費不要で簡単導入

あらたな機器や設備不要

使って差がつく安心運用

▶ 標準価格

5GBコース*	10GBコース*
月額 1,050円/台 (本体価格 1,000円)	月額 1,575円/台 (本体価格 1,500円)

*お客さま PC 上でバックアップ対象に選択されているユーザファイル容量の合計となります。

このサービスは、Iron Mountain 社の PC バックアップソフトウェアを使用しています。



POINT!

- インターネットを活用した SaaS 型サービス
- 手軽で確実、おまかせバックアップ
- 簡単操作でデータを復元
- データの世代管理もしっかりサポート
- 二重のデータ管理で信頼性アップ

静岡県中小企業団体中央会

<http://www.siz-sba.or.jp/>

TEL 054-254-1511

アクセスして



ボタンをクリック

「堅実」という言葉が何より好き。 そんなあなたの定期預金です。

個人向け新型定期預金「マイハーベスト」 安心のポイント

① 通常の預金よりも好金利*

原則として期限前解約できない代わりに、通常の定期預金（固定金利）よりも、有利な金利*をご提供します。

*弊社庫内の商品と比較した場合。

② 安全・確実に資産が増やせる

元本保証、預金保険の対象で、満期まで変わらない固定金利にてお預かりします。

③ ご計画に合わせて選べる期間

お客様の資金計画に合わせて期間を1年、2年、3年からお選びいただけます。



ここ
ツん
コな
ツ時
ガ代
いで
す
ばか
ら。

どなたでもお預けいただける、安全・確実な定期預金をご用意しています。

個人向け新型定期預金

マイハーベスト

あなたのBANK

商工中金

●静岡 岡 〒420-0853 静岡市葵区追手町6-3

●浜松 〒430-0917 浜松市中区常盤町133-1

●沼津 〒410-0832 沼津市御幸町17-5

☎054-254-4131

☎053-454-1521

☎055-931-2924

☎テレホンバンキングセンター 0120-299-233
受付時間/平日9:00~17:00(銀行休業日を除く)

ホームページ <http://www.shokochukin.co.jp/>

面接相談は……

中部中小企業労働相談所（静岡県中部県民生活センター内）
 ※志太榛原地域の方には、毎月第2・4金曜日に
 藤枝総合庁舎2階相談室において出張相談（要
 予約）を行います。

メール労働相談URLは……

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-210/roudousoudan/maillsoudan.html>
 （静岡県HP>産業・雇用>雇用・労働>メール労働相談）

※回答もメールで返信いたします。

ポルトガル語によるご相談も受付けています！

ポルトガル語通訳直通 054-284-0039

【お問い合わせ】

中部中小企業労働相談所（静岡県中部県民生活センター内）

※JR静岡駅南口から徒歩2分

駐車場、駐輪場はありません。

〒422-8067

静岡市駿河区南町14-1 水の森ビル3F

公正取引委員会 中小事業者向け窓口相談・移動相談会

相談の秘密は守りますので、安心して御相談ください。
 公正取引委員会の職員は
 独占禁止法第39条の規定に基づく守秘義務を負っています。

■中小事業者専用の相談窓口

～問題かな、と思ったら、御相談ください～

【受領拒否】 親事業者のお客さんの都合で、頼ま
 れた仕事がキャンセルされてしまい、
 代金も支払われない。

【支払遅延】 親事業者の社内検査が終わってない
 ので、代金支払日なのに支払っても
 らえなかった。

【相談窓口】 申込先をご参照ください。

■中小企業者のための移動相談会

～あなたの地域・職場に伺います～

【対象事業者】 下請事業者 物流事業者 納入業者等

【人 数】 同じ悩みを持つ仲間と3社以上でお申
 込ください。

【内 容】 下請法や優越的地位の濫用等について
 説明し、疑問や質問にお答えします。

【申込方法】 お電話・メールまたはFAXでお申込
 みいただけます。

下請法や優越的地位の濫用として問題かな……と思ったら

下請事業者、物流事業者及び納入業者の利益の
 保護を図るため、適正に対処しています。

取引先から受けた行為でお困りのものがございま
 したら、公正取引委員会に御相談ください。下請
 法や優越的地位の濫用として問題となるか、考え
 方を説明いたします。

■申込方法・必要事項

①申込代表者の氏名・会社・住所 **※1**（必須）

②参加人数（申込者含む）

③申込代表者の資本金額（ 万円）
 業種（事業内容）

④参加者の概要（必須） ※複数回答可

下請事業者 物流事業者 納入業者 その他（ ）

⑤開催希望日（土・日・祝日は不開催）

第1希望 第2希望 第3希望

⑥開催希望場所（都道府県・市区町村名、場所）

⑦相談内容（複数可） **※2**

例：下請法が適用される取引について

⑧代表者の連絡先（必須）

電話番号※携帯電話でも可

連絡可能な時間帯

（午前・午後 時～ 時）

※1 連絡が取れる限り、個人名のみ又は仮名で
 の申込みも可能です。

※2 相談したい内容について簡単に記載してく
 ださい。優越的地位の濫用及び下請法に関
 する相談以外については、これまでどおり
 本局又は各地方事務所・支所等の担当の窓
 口でお受けします。

【申込先】 メールによる申込みも可能です。

各事項をテキスト形式で記載し、お申込み下さい。

アドレス：soudankai@jftc.go.jp

中部事務所下請課

（富山・石川・岐阜・静岡・愛知・三重）

FAX：052-971-5003

TEL：052-961-9424

企業の皆様へ 「若年求職者の雇用のお願い」

～若年者にはスキル向上があり、企業と共に成長します～
若年者のための支援機関では、求人情報を求め
る若年求職者が相談に来ております。

若者を採用するためには支援機関への求人情報が
相談員から話されなくては採用に結びつきません。

主な若者のための支援機関は…

ヤングジョブステーションの紹介

ヤングジョブステーションは、就職を目指す若者
が就職に至るまでの様々なサービスを1ヶ所で受け
られるセンターとして、静岡県が沼津・静岡・浜松
の県内3ヶ所に設置した施設です。

※静岡ヤングジョブステーションでは併設の静岡新
卒応援ハローワークで求人を受け付けています。

■各ヤングジョブステーション案内

受付時間 9:00～16:00 (相談は17:00まで)
休館日 土・日・祝日、年末年始(12/29～1/3)

沼津ヤングジョブステーション

〒410-0801

沼津市大手町1-1-3

商連会館ビル2階 静岡県東部県民生活センター内

TEL: 055-951-8229 FAX: 055-951-8208

静岡ヤングジョブステーション

〒422-8067

静岡市駿河区南町14-1

水の森ビル3階 静岡県中部県民生活センター内

TEL: 054-284-0027 FAX: 054-286-3199

浜松ヤングジョブステーション

〒430-0933

浜松市中区鍛冶町100-1 ザザシティ浜松中央館5階

静岡県西部県民生活センター内

TEL: 053-454-2523 FAX: 053-452-2376

静岡県就職支援情報サイト

「しずおか就職情報」への求人登録

「しずおか就職情報」では、人材を求めている
企業の魅力や採用情報などの登録、Uターン・Iター
ン就職を希望する社会人の情報検索、県からのメー
ル配信による各種イベント情報の入手などにご活用
いただけます。

ホームページ: <http://www.koyou.pref.shizuoka.jp/>

消防団活動に協力する事業等に対するの 事業税の軽減措置について

静岡県では、本年3月に「消防団の活動に協
力する事業所等を応援する県税の特例に関する条
例」が制定され、平成24年4月から施行するこ
ととなりました。

当条例は、県民の生命・財産を守る消防団員の
減少に歯止めをかけるため、消防団活動に協力し
ていただける事業所等の増加を目的とし、協力事
業所等の認定を受けた場合は、事業税の税額控除
(2分の1相当額、ただし最大10万円)を受ける
ことができます。

静岡県経営管理部

税務課 税制広報班 TEL: 054-221-3324

FAX: 054-221-3361

静岡県ホームページ (県税のしおりの新着情報)

<http://www.pref.shizuoka.jp/soumu/so-140/index.html>

労働者・使用者の皆様へ 仕事のこと・・・悩んだら 労働相談窓口へ

解雇・退職
賃金未払

労働時間
就業規則

職場のいじめ
セクハラ等

中部中小企業労働相談

相談時間 午前9時～午後4時 (毎週月曜～金曜)

祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く

○専門の労働相談員(社会保険労務士)がご
相談にわかり易くお答えします。

○解雇、賃金未払いなど労使間トラブルの解
決方法を具体的にアドバイスします。

○複雑・多様化するトラブルには、弁護士相
談を実施しています。

(毎月 第4水曜日 要予約)

○静岡県労働委員会へのあっせん申請を受付
けています。

無料

電話相談は・・・

フリーダイヤル: 0120-9-39610

(携帯・IP電話から054-286-3208)

出張相談予約も受けれます。

静波海水浴場観光事業協同組合

快適な海水浴に欠かせない “海の家” 静波海岸を見守り40年

住 所 〒421-0422
牧之原市静波1771-5
理事長 平岡和夫
組合員 6人
設 立 昭和46年10月1日
T E L 0548-22-5600
F A X 0548-22-5399

“快適な海水浴に欠かせない海の家”

駿河湾に沿って約一・五キロにわたる美しい砂浜が広がる、牧之原市の静波海岸。その名が示すように波静かで、沖まで遠浅が続く白砂青松の海岸は、夏には多くの海水浴客で賑わう、全国的にも有名な海水浴スポットだ。

海水浴場といえば“海の家”。休憩場所や更衣室、シャワーを備え、軽食の提供やビーチベッド、パラソル、うきわなどのレンタルを行うなど、海水浴を快適に楽しむために欠かせない施設だ。

海水浴シーズン、静波海岸にオープンする海の家は六棟。海水浴場の入り口をはさみ両側に三軒ずつ並び、ローテーションを組んで毎年、設置場所が入れ替わる。

その海の家を経営する六人で組織するのが当組合である。組合員は、静波地区の飲食店や民宿業者。海水浴シーズンに入ると、海の家経営を兼業する。

法人化は、昭和四六年一〇月。高度経済成長下のレジャーブームによって、静波海岸を訪れる海水浴客は年々増加。昭和三五年に約一万人過ぎなかった来場者は、組合が設立された昭和四六年には、約九六万

人と一〇〇万人に迫った。

こうしたレジャー需要に対応し、海水浴客の共同受け入れや共同宣伝、海岸の安全を図るための共同監視、共同駐車場の管理などを目的に一六人で立ち上げた。

「最盛期の昭和五三年の来客数は、約一七二万人という記録が残っています。当時は、一八棟の海の家が軒を連ね、東名吉田インターから静波海岸までの道路は、車が数珠つなぎでした」。

設立当初からの組合員で現在、牧之原市観光協会の会長も務める、平岡和夫理事長は当時を述懐する。



▲観光協会会長も務める平岡和夫理事長

行政や観光協会とタイアップし、静波海岸の情報を発信中

静波海岸を訪れる海水浴客は、昭和四〇年代後半から平成ヒトケタ年代まで一貫して一〇〇万人を超えていた。だが、一五年ほど前から漸減し、この五年ほどは五〇万人を前後する。

「レジャーの多様化ということばを肌で感じます。日焼けを気に

して海を敬遠する若者も多いようです。かつては、海水浴で塩水に浸れば冬に風邪はひかないと、健康法の一環で訪れていた人も多かったのですが」と平岡理事長。



▲多くの海水浴客で賑わう静波海岸

さらに、団体契約を結ぶ固定層の落ち込みも深刻だ。

組合と提携する健保組合や共済会が加入者に発行する無料利用券や長野県、山梨県の自治体が市民の保養所として指定する制度が、財政難から次々と廃止や打ち切られるケースが増えている。

こうした中、組合が力を注ぐのが、共同宣伝事業である。

「ここに足を運んでもらうためには、行政や関係機関との連携を深め、地域全体を売り込んでいくことが必要」(平岡理事長)と、山梨

県や長野県に向けた誘客キャンペーン、ビーチサッカー大会の運営協力、海上花火大会への協賛、地元FM局の公開放送など、市や観光協会とタイアップし、静波海岸の情報を積極的に発信する。

さらに静岡空港から車で一五分という地の利を活かし、アジアからの誘客にも力を入れつつある。

「二日目は海水浴を楽しんで、二日目はSLに乗って奥大井に足を伸ばす、そんなプランも検討中です。地域資源を組み合わせることで相乗効果が期待できる」(平岡理事長)。

リピーターづくり、ファンづくりの仕掛けを

海水浴場の管理も組合の重要な役割のひとつだ。

海水浴客の安全を図るための共同監視事業を、行政や警察などと連携し展開。四〇年以上にわたり、静波海岸を見守ってきた。

海の家が設置されるのは、静波海岸の「海開きの日」にあたる六月三〇日から、八月三一日までの二カ月間。だがフルに稼働するのは、梅雨明けする七月中旬から、お盆休みまでのひと月足らず。来客数は、天候に大きく左右される。「稼働期間が限られているので、

梅雨明けが遅れたり、冷夏になつたりすれば、その影響は極めて深刻です。特に昨年は天候不順に加え、東日本大震災の影響も重なり、ほぼ五〇年ぶりに三〇万人台を割り込みました」(平岡理事長)。

こうした中、組合では海水浴客の落ち込みを補うとともに、施設の有効利用を図るため、夜間貸出やバーベキュー場としての提供などにも積極的に取り組んでいる。



▲快適な海水浴には欠かせない「海の家」

平岡理事長は、「観光地が生き残るためにはリピーターづくり、ファンづくりが絶対に欠かせない。海水浴だけではなく、スポーツや音楽などのイベントを組み合わせ、「静波でなければ味わえない面白さ」を組合が中心となって演出していきたい」と力を込めた。

<総会シーズンに備えて>

総会終了後の事務手続きに関する講習会 開催のご案内

主催：静岡県中小企業団体中央会

日時

(東部) 4月25日(水) 15時30分～17時30分

(中部) 4月23日(月) 14時00分～16時00分

(西部) 4月27日(金) 14時00分～16時00分

いずれも質疑応答を含んだ時間です。

会場

(東部) ホテル沼津キャスル 沼津市日の出町1-1

(中部) “B-nest” 静岡市産学交流センター 静岡市葵区御幸町3-21

(西部) アクトシティ浜松 コンgressセンター 浜松市中区板屋町111-1

各会場とも駐車場はございませんので、公共交通機関等でお越し下さい。

定員

(東部)40名 (中部)108名 (西部)54名

各会場とも定員になり次第締め切りとさせていただきます。

内容

総会終了後の諸事務手続きに関する講習

講師：中央会 指導員

◇詳細につきましては、後日文書にてご案内申し上げます。

おらんちもん委員会



静岡県中部青年中央会
静岡茶業青年団
前田泰利

集めたギフト商品で、委員会は商品の企画・販売を行いました。

私はお茶関係の仕事をしてますが、ギフトや小売りはほとんど知識がなく、最初は委員長ができるか不安でした。メンバーも西は焼津から東は蒲原まで範囲が広く業種も様々。皆初対面でという人わからず活動が始まりました。

「一番に残ったのは、これまで自分が「興味ないからいいや」とか「仕事にならないからいいや。」または、「時間がないからいいや」と、色々な理由で、面倒くさいことから、逃げていたのに気づいたことです。これからは、面倒くさいことにも、「どうせやるなら、楽しく」と、自分にいいきかせ、チャレンジしていきます。

今回、大切な時間を委員会のために使ってくれたメンバー、私が見つからない所で動いてくれたメンバー、本当にありがとうございました。

また、一緒に楽しくお酒がのみたいなあ〜

私は今年、中部青中で『おらんちもん』委員会の委員長をさせてもらいました。

『おらんちもん』とは、中部青中出向役員の商品を集めた商品です。

編集室
便り

本誌「中小企業静岡」は、今月号で通巻700号の節目を迎えた。「記念すべき第一号の巻頭を飾るのは…」とご紹介したいところだが、残念ながら本会に現存する最古のバックナンバーは、昭和35年7月号(通巻100号・当時の誌名“中小企業時報”)らしい。単純に逆算すると昭和27年4月号が創刊号。ちょうど60年前にあたる。

100号記念号によると、創刊当初は“ガリ版印刷”で、紙質もページ数も制限される時代が続い

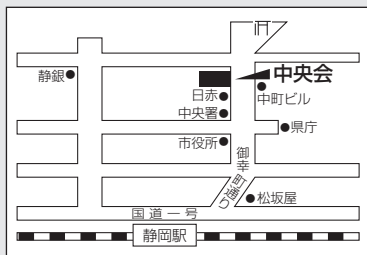
た、とある。

通巻200号や500号の記念号の発行を機に、当時の編集担当者が“幻の創刊号”の“発掘”を試みたらしい。しかし、発見には至らなかった、と編集後記には記されている。

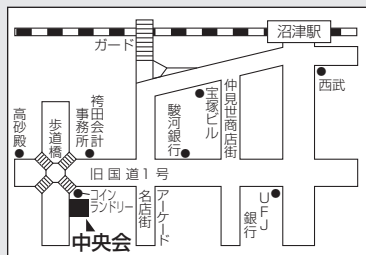
「ない」と言われれば、見なくなるのが人情。それが自ら編集に携わる冊子の創刊号なら、なおさらのこと。偶然、どこぞの倉庫から発見された、なんてことはないですね。(住川)

中小企業静岡3月号 (通巻700号)

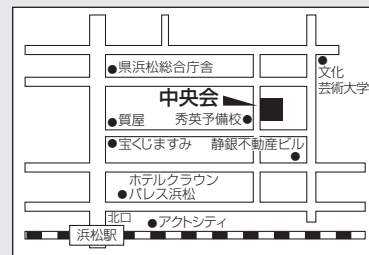
- 発行人 / 静岡県中小企業団体中央会 〒420-0853 静岡市葵区追手町44-1 TEL / 054-254-1511 FAX / 054-255-0673
 東部事務所 〒410-0881 沼津市八幡町7番1号 TEL / 055-963-4511 FAX / 055-963-8307
 西部事務所 〒430-0929 浜松市中区中央1丁目17-19 TEL / 053-453-2195 FAX / 053-453-2198
- 中央会ホームページ <http://www.siz-sba.or.jp/> ● E-mailアドレス joho-kikaku@siz-sba.or.jp
 皆様のご意見をお待ちしております。(TEL、FAX等でもお受け致します。)



静岡事務所



東部事務所



西部事務所

中央会共済制度のご案内

中小企業総合年金共済制度

事業所の資産形成(役員退職金など)として、
また途中で脱退一時金もいつでも受け取り可能!!

特色

(事業所、個人いずれの方法でもご加入いただけます。)

- 1 1口1万円(積立原資)+1千円前後(補償分)の掛金
- 2 運用された積立金は、いつでも一時金としての給付
- 3 年金は60歳、65歳、70歳時に選択
- 4 補償金は、所得補償等をセット(地震・津波による身体被害も含まれる)

<補償について(1口あたり)>

- | | |
|------------|--|
| 1. 所得補償 | 加入者本人が病気・傷害により就業不能となったとき、免責期間(7日間)を超える就業不能期間について月5万円、1年を限度としてお支払いし、通算で1000日受け取るまで契約の継続が可能です。 |
| 2. 後遺障害見舞金 | 加入者本人が事故により180日以内に後遺障害を受けた場合、3万円~100万円をお支払いします。 |
| 3. 事故死亡見舞金 | 加入者本人が事故により180日以内に死亡した場合は、100万円をお支払いします。 |
| 4. 損害賠償 | 加入者本人と同居の親族が日常生活の事故により損害賠償を負担したもののについて、最高500万円までお支払いします。 |

<加入方法は2通りあります。>

オールラウンドコース 主に事業主や企業の役員などの退職年金および退職慰労金などを積み立てるコースです。

マイライフコース 個人による年金など老後資金の積み立てのコースです。

*ニーズに合わせて2つのコースよりお選びいただけます。もちろん両コースの併用もできます。

特定退職金共済制度

特色

この制度は「特定退職金共済団体」として所轄の税務署の承認を得て実施しています。

1. 勤労意欲の向上や雇用の安定・確保に有効です。
月々一定の掛金を積立てることにより、将来必要な多額の退職金を準備でき、充実した退職金制度をつくることができます。
2. 掛金は、損金または必要経費となります。
掛金は、一人月額30,000円まで、損金または必要経費に算入できます。
また、中小企業退職金共済制度との併用も認められます。ただし、他の特定退職金共済制度との併用はできません。
3. 手続きは簡単です。
加入・脱退時の手続きは簡単です。中央会の職員がご相談に応じています。

お問合せ先 静岡県中小企業団体中央会 業務課(054-254-1511)

つもる話は
アフター
ファイブに。

仕事帰りにおしゃべり。
アホな話もたくさん。

はずむ話は
デイ
タイムに。

家族一替りかえり。
おしゃべり。



働く人に便利な2つの「相談会」が、
ますます利用しやすくなりました。

〈ろうきん〉全店OPEN!
水曜よりみち相談会

17:00~19:00

毎週水曜日 夕方 **予約優先**^{※1}

県内〈ろうきん〉の全営業店で開催中!

TOPICS

ローンのこと、お金のこと。
ご相談内容がひろがりました。

住宅ローンなど、各種ローンのご相談はもちろん、
預金や個人向け国債、投資信託のご相談もお取扱いします。
お金のことなら何でも幅広くご相談ください。

※個人向け国債、投資信託のご相談は予約制となります。

日曜のんびり相談会

9:00~12:00 13:00~16:00

毎週日曜日 **予約制**

県内〈ろうきん〉のローンセンターで開催中!

TOPICS

週末はご家族で。
3ローンセンターでは
土曜日でも相談OK。

お客様の声にお応えして土曜日でも相談会を開催。

土曜日
開催店

- ◎浜松中央ローンセンター
- ◎静岡中央ローンセンター
- ◎富士ローンセンター

※1 ご予約のない場合、混雑状況により当日のご相談をお受けできないこともありますので予めご了承ください。
※ いずれの相談会も、一部開催しない日がございます。

〈ろうきん〉が初めての方も大歓迎。ぜひお近くの〈ろうきん〉へ。

お近くの〈ろうきん〉はこちらから!

モバイル版に
アクセス!



お問い合わせ
ご予約は

ビボバ de りょうきん 携帯電話からでもOK!

フリーダイヤル 平日 9:00~18:00

0120-609-123

インターネットホームページ

<http://shizuoka.rokin.or.jp>